

東京都板橋区高齢者防災対策事業実施要綱

(平成12年4月3日区長決定)

第1条 この要綱は、次条第1項に規定する対象者等（以下「高齢者等」という。）が、急病又は火災等の緊急の事故に際して、近隣住民等に通報し、救援を求めるための防災機器（以下「機器」という。）の貸与に関し、必要な事項を定め、もって高齢者等の安全な生活保障に資することを目的とする。

第2条 貸与の対象者、機器の種目、性能、条件、方法については、別表の定めるところによる。

2 前項に定める対象者のほか、区長が特別な事情があると認める世帯であるときは、貸与を行う。

3 第1項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、貸与を行わない。

- (1) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設及び板橋区立高齢者住宅（けやき苑）等（以下「老人福祉施設等」という。）に居住しているとき。
- (2) 自己の所有に係る家屋以外の家屋（以下「借家」という。）に居住する者が、その家屋の所有者又は管理者から貸与物品の設置等につき承諾を得られないとき。

第3条 貸与を受けた高齢者等は、機器を目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 貸与した機器は、区において適正に管理するものとする。なお、貸与を受けた高齢者等は、年1回以上の保守点検等に協力しなければならない。

第4条 貸与を受けた高齢者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、高齢者防災対策事業異動（変更・消滅）届（別記第1号様式）によりその旨を区長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は住所を変更したとき。
- (2) 連絡先や居住管理協力者（以下「協力者」という。）等を変更するとき。
- (3) 第2条第1項又は第2項に規定する要件を備えなくなったとき。
- (4) 第2条第3項の規定に該当するに至ったとき（ただし、老人福祉施設等に入所する期間が6月未満の場合を除く。）。
- (5) 辞退の申出をするとき。
- (6) 死亡したとき。

第5条 区長は、貸与を受けた高齢者等が前条第3号から第6号までに該当するときは、機器の貸与の決定を取り消すものとする。

2 区長は、前項の規定により、機器の貸与の決定を取り消したときは、高齢者防災対策事業資格喪失通知書（別記第2号様式）により高齢者等に通知する。

第6条 前条の規定により、機器の貸与の決定を取り消された高齢者等は、速やかに機器を返還しなければならない。

第7条 第4条、第5条及び前条に規定する届出及び返還は当該行為を行おうとする高齢者等に代わって、その家族等が行うことができるものとする。

第8条 専用通報機を設置し、火災報知設備及び簡易型火災警報器（以下「火災警報器」という。）と接続することにより東京消防庁に通報が入るシステム（以下「住宅火災通報システム」という。）を利用する者は、協力者を1名以上確保しなければならない。

2 協力者は、消防隊が常時連絡することが可能な者であつて、連絡後おおむね30分以内に住宅火災通報システムを利用する者の住居に到着することができる者であることとする。

3 消防隊による協力者への協力要請は、緊急性を要しない場合に限るものとし、協力者は出動した消防隊が引き揚げた後の居住の管理、住宅火災通報システムを利用する者等への引き継ぎ等を行うものとする。

第9条 区長は、高齢者防災対策事業貸与者台帳（別記第3号様式）及び東京消防庁指定の様式を備え、機器を貸与した者について福祉総合システムにより管理するものとする。

付 則

1 この要綱は、平成12年4月3日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

2 この要綱の適用日前において、現に助成申請を受理しているものに係る機器の給付等については、なお従前の例による。

3 東京都板橋区ひとりぐらし高齢者に対する火災報知機貸与要綱は廃止する。

4 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

付 則

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則（平成23年12月28日 区長決定）

1 この要綱は、平成24年1月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、改正前の東京都板橋区高齢者防災対策事業実施要綱に基づき作成された様式の用紙で、現に残存するものについては、これを取り繕って使用することができる。

付 則（平成29年3月31日 区長決定）

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則（令和2年1月29日 区長決定）

1 この一部改正は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

種 目	対 象 者	性 能 等	給付等 の方法
火災警報器	板橋区内に居住するおおむね65歳以上の高齢者で次のいずれかに該当する者 (1) 日常生活を単身で営んでいる者 (2) 日常生活を営むのに支障のある者であって、その者の属する世帯の世帯員がいずれも65歳以上であること。	室内の火災を煙又は熱感知し、音又は光を発し、屋外にも警報ブザーで知らせ得るものであること。 特殊法人日本消防検定協会において、検定ラベル又は鑑定ラベルの貼付がなされているものであること。専用通報機に接続可能なものであること。	貸与
専用通報機	板橋区内に居住するおおむね65歳以上の高齢者で次のいずれかに該当する者 (1) 日常生活を単身で営んでいる者 (2) 日常生活を営むのに支障のある者であって、その者の属する世帯の世帯員がいずれも65歳以上であること。	火災警報器と接続することにより、火災に伴う火災警報器からの信号を東京消防庁災害救急情報センターに自動通報することが可能なものであること。 一般財団法人日本消防設備安全センターに設置する消防設備等認定委員会において、認定ラベルの貼付がされているものであること。	貸与

高齢者防災対策事業異動（変更・消滅）届

(宛先) 板橋区長

下記のとおり、高齢者防災対策用具の給付・貸与者について、異動が生じたため届出ます。

記

利用 者	フリガナ			決定番号	第	号		
	氏 名							
	住 所	板橋区						
種 目	該当する 種 目 の 左に「○」	火災警報器(貸与)						
		専用通報機(貸与)						
異 動 事 由	□ 変 更	□ 住 所	変	更	前	変	更	後
		□ 氏 名						
	□ 消 滅	□ 連絡先						
		□ その他						
□ 板橋区民でなくなった □ 入院（病院名：） □ 施設入所（施設名：） □ 辞退（理由：） □ その他（理由：）								
	異 動 日	年 月 日						
連絡・書類送付先	※利用者以外の場合のみ記入 住所及び 〒 事業所名： フリガナ 電話番号： 氏 名： 続 柄：							

区窓 口届出 者	□ 利用者 □ 連絡・書類送付者 □ その他（下記）						
	住所及び 〒						
	事業所名：						
	フリガナ 電話番号：						
	氏 名： 続 柄：						

.....区処理欄（以下は記入しないでください）.....

受 領	受 付	決 定 番 号
備考		

事 案 番 号
年 月 日

東京都板橋区長

様

高齢者防災対策事業 資格喪失通知書

高齢者防災対策機器の貸与について、
下記のとおり資格が喪失しましたので通知します。

記

利 用 者	住 所	
	氏 名	
決 定 番 号	第 号	
喪 失 日	年 月 日	
喪失理由等		

高齡者防災対策事業貸与者台帳

住 所 板橋区

電 話 - -

フリ ガナ
氏 名

生年月日

利用者登録番号 第 号

設置場所 板橋区

居住概要 1戸建・木造2階建 1階

設置概要 熱感知器 1台

煙感知器 1台 戸外警報器 1台

専用通報器 1台

設置年月日 年 月 日

改修年月日

廃止年月日 年 月 日

連絡先 フリ ガナ
氏 名

本人との続柄

住 所

電 話 - -

介 護 人 フリ ガナ
氏 名

住 所

電 話 - -

年 月 日	専用通報装置	警 報 器		点 検 者	備 考
		火災感知器	火災警報器		